

## 境港市季節金融対策資金融資制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、季節的に決済資金及び賞与資金等の資金繰りに困難をきたしている中小企業者に対して経営資金融通の円滑化を図り、経営の安定化に資することを趣旨とし、境港自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

### (実施時期)

第3条 この制度は、夏季・年末の年2回実施することとする。

### (指定金融機関)

第4条 この要綱に基づき融資を取り扱う金融機関は、市内に店舗を有する金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。

### (融資対象者及び融資条件)

第5条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資対象者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の対象となるもので、かつ、市内で1年以上の期間にわたって事業所を有する中小企業者。ただし、市税を滞納していない者に限る。
- (2) 資金の使途 運転資金
- (3) 融資限度額 300万円
- (4) 融資期間 6か月以内
- (5) 融資利率 境港金融会との協議により定める
- (6) 信用保証 任意保証とする
- (7) 担保 金融機関の定めるところによる
- (8) 保証人 金融機関の定めるところによる
- (9) 償還方法 期日一括償還又は毎月償還

### (融資の申し込み)

第6条 季節金融対策資金の貸付を受けようとする者は、季節金融対策資金借入申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、別に定める納税課税確認書を添えて指定金融機関に提出するものとする。

2 申し込みを受けた指定金融機関は、内容を審査し、融資が適当と認められるものについては、申込書の確認欄に押印の上、季節金融対策資金申込み確認一覧表（様式第2号）を作成し、市長に提出するものとする。

なお、審査の結果、融資が困難な場合、指定金融機関は申込者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(融資の決定)

第7条 市長は、指定金融機関より提出を受けた申込書を確認し、適当であると認めた場合、申込者に対し内定通知を行うものとする。

(融資の手続き)

第8条 申込者は内定通知を受け取った後、速やかに指定金融機関において融資の手続きを行うものとする。

(融資実行の報告)

第9条 基本要綱第8条に定める報告先は市長とする。

(資金措置)

第10条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- (1) 預託額 この資金の融資額に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 6か月以内

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

境港市長 様

住 所  
 名称又は商号 印  
 代表者氏名  
 電 話 （ ）

季節金融対策資金借入申込書

年度季節金融対策資金（夏季・年末）について内容を承知の上、下記のとおり借入れを申込みます。

記

借 入 金 額	千円		
借入希望金融機関	銀行・金庫		支店
資 金 使 途	1. 手形決済 2. 諸経費支払 3. 買掛金決済 4. その他（ ）		
返 済 方 法	1. 一括償還 2. 毎月償還		
借入希望期間	期間 か月		
業 種 （取扱品目）			
従 業 員 数	正社員 人	パート他 人	合計 人
	前期実績	今期見込み	増減
年 間 売 上 高	千円	千円	千円
年 間 純 利 益 又 は 所 得	千円	千円	千円
備 考			

この申込書は、借入希望金融機関を通じて提出してください。申込書の内容については、もれなくご記入下さい。

金融機関審査確認欄

金融機関・支店名

印

